

令和2年2月28日【事務連絡】

令和2年4月1日改定（赤字部分が改定箇所）

「介護技能実習評価試験」関係各位  
(監理団体、実習実施者、試験評価者の皆様へ)

## 政府の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 「介護技能実習評価試験」の実施に関する当面の方針について

「介護技能実習評価試験」実施機関  
一般社団法人シルバーサービス振興会

平素より「介護技能実習評価試験」の実施に関しまして、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この「介護技能実習評価試験（以下、「試験」という。）」では、「受検者（技能実習生）」及び「技能実習指導員」が所在する「実習実施者（介護施設・事業所）」に、「試験評価者」が訪問して試験を実施することとしており、在留資格の期限、再試験の実施等を勘案しながら、「受検者（技能実習生）」、「技能実習指導員」、「試験評価者」の日程を調整した上で、試験日を決定しているところです。

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府においては「新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「対策本部」という。）」が設置され、専門家会議の意見を聞きながら、感染拡大防止に向けた種々の対策が講じられているところです。

【参考】「新型コロナウイルス感染症対策本部」HP

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

試験実施機関としましても、対策本部からの発表等に留意しながら試験実施に取り組んでいるところですが、関係の皆様からの各種お問い合わせもごさいますことから、現時点での政府発表等の情報を共有させていただきますとともに、当面の間の試験の実施に係る対応方針につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

### 1. 「介護技能実習評価試験」の実施について

技能実習の区分は、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）とされています。

また、第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行する場合と、第3号技能実習を修了する際には、一定の技能実習の実務経験期間を経て、技能実習生本人が「技能実習評価試験」に合格していることが必要とされております。この試験に合格できなければ次の技能実習区分に移行できなくなることから、帰国することとなります。

このため、試験実施機関では、実習実施者からの「技能実習履歴証明書」の提出を受け、一定の技能実習期間を経ていることを確認した上で、受検者の在留資格の期限、再試験の実施等を勘案しながら、「受検者（技能実習生）」、「技能実習指導員」、「試験評価者」の日程を調整し、試験日を決定しているところです。

国においては、現在のところ、この技能実習の区分移行に当たって、それぞれの在留資格の期限の延長等に関する法改正や特例措置を講じる等の動きはないことから、「介護技能実習評価試験」については、技能実習生ごとに定められた在留期限内に試験を実施しなければならない状況です。

以下は、厚生労働省人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室より、各分野の技能実習評価試験の試験実施機関に対して、技能実習の試験実施等に関連して発出された事務連絡です。

#### 【参考】

技能実習評価試験の試験実施機関の皆様

平素より技能実習制度の適切な運営に御協力をいただきありがとうございます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染者が国内で確認され、感染の増加が想定されていることを踏まえ、以下のような新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めていただければと思います。

また、厚生労働省の特設HPや地方自治体等関係機関の発表等を注視し、正確な情報の把握に努めていただければと思います。

御参考；厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する特設HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### 1 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石鹸、アルコール消毒液による手洗いを実施する。特に、出勤時、外出先からの戻り時及び食事前等には、手洗いを徹底する。

#### 2 咳エチケット

くしゃみや咳が出る時は、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がける。咳やくしゃみの際は、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時は袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れる。

#### 3 マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ2メートル程度の距離を保持することが望ましい。また外出に当たっては、人ごみを避けることが望ましい。）が望ましいが、対人距離の確保等が困難な場合は、マスクを着用する。

また、事務室内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用に関して来所者の理解が得られるよう努める。

#### 4 試験実施に当たっての対応

来所者が利用できるよう、入口などにアルコール消毒液や除菌ウエットティッシュを設置する。

このため、試験実施機関としましては、技能実習生の不利益とならないよう、対策本部から示されている、新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を講じた上で、通常どおり試験を実施することとします。

## 2. 「介護技能実習評価試験」の実施が困難となった場合の対応について

介護技能実習評価試験の実施にあたっては、「受検者（技能実習生）」、「技能実習指導員」、「試験評価者」の日程調整を経て、試験日が設定されています。このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これらの関係者のいずれかにおいて試験実施が困難となった場合には、原則として、試験日時の延期で対応することとします。

### (1) 実習実施者（技能実習生・技能実習指導員）の要因により試験が実施できない場合

これまで実施した「介護技能実習評価試験」の試験実施場所としては、「老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所」が9割を占めています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、厚生労働省から「介護保険最新情報」等を通じて各種事務連絡が発出されております。「介護保険最新情報 Vol.768」（「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る）における感染拡大防止のための留意点について」（事務連絡：令和2年2月24日）において、「面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。」とされたことを受け、施設・事業所の方針として試験評価者の訪問を断られる場合が見受けられます。

このため、介護技能実習評価試験の実施にあたり、受検者側である監理団体（実習実施者）から申し出があった場合には、原則として、試験日時の延期で対応することとします。試験日が確定している場合であって、受検者側において試験の延期を希望される場合には、速やかに試験実施機関に申し出て手続きを行って下さい。

出入国在留管理庁から、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」（令和2年3月19日）が発出され、在留期限までに「介護技能実習評価試験」の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない場合の取扱いについては、受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能とされています。（\*従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に限りです。）

（出入国在留管理庁のHP → <http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>）

この場合には、試験実施機関としては、技能実習から在留資格変更がなされている期間中であっても、実務経験等の受験資格を満たしていることを条件として「介護技能実習評価試験」を実施することとしています。

### (2) 試験評価者の要因により試験が実施できない場合

同様に感染経路の遮断という観点から、試験実施機関と業務委託契約を締結させていただいている施設・事業所（試験評価者が所在する法人）においても、試験評価者の派遣を断られる場合も見受けられます。また、試験評価者自身が、政府の示した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」にしたがい、「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）」「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。」場合には、試験評価の任に堪え得ないと認められます。

【参考】「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（新型コロナウイルス感染症対策本部）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

これらの要因により、試験評価者から申し出があった場合には、原則として、試験評価者を変更して対応することとしますが、急な変更等のために代替する試験評価者の調整ができない等の場合には、試験日時の延期で対応することとします。このため、これらに該当する試験評価者の皆様は、速やかに試験実施機関に申し出て手続きを行って下さい。

### **(3) 試験実施場所（受検者が実際に業務として介護行為を提供している場所）において試験が実施できない場合**

前述の実習実施者の方針として感染経路の遮断という観点から試験が実施できない場合にあっては、技能実習生・技能実習指導員が予定されていた試験実施場所以外の場所で試験を実施する場合には、利用者の同意が得られかつ試験実施にあたっての安全が確保されることを確認した上で、試験実施場所を変更して実施することとします。

なお、この場合にあっては、職員が利用者のモデルとして代行するなどについては、試験方法の変更になり、他の試験との公平性・均質性の観点から認められませんのでご注意ください。

### **3. 試験評価者の皆様の感染防止への取り組みのお願い**

試験評価者が試験業務に従事される場合にあっては、先に示した「厚生労働省人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室より、各分野の技能実習評価試験の試験実施機関に対して、技能実習の試験実施等に関連して発出された事務連絡」に準じて感染防止に努めていただく必要がございます。

さらには、試験実施場所への往復の移動、試験業務を終了した後に、試験実施機関と業務委託契約を締結させていただいている施設・事業所（試験評価者が所在する法人）の業務に戻られる場合にあっては、前述の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」にしたがい、自らの体調管理を行っていただき、感染防止に努めていただけるようお願い申し上げます。

当面の間の試験の実施に係る対応方針につきましては以上のとおりでございますが、現時点において関係する事務連絡等については添付のとおりでございますのでご参照ください。なお、試験の実施にあたりましては、今後とも政府の対策本部や厚生労働省の動向を注視しつつ進めて参りますし、必要に応じて適宜、関係の皆様への情報の提供や共有に努めて参ります。

以上